

(案)

別表(9) 対象機器、導入計画の作成、導入効果の報告

	対象機器	報告等
介護ロボット	(1) 介護ロボット機器 次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットであること。 i 目的要件 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること ii 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 - ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、 ②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット - 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 30 年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット iii 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る次の経費 i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効果的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）	【導入計画の作成】 計画は、導入後 3 年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器等、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。 【導入効果の報告】 導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。 例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者・利用者の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

(案)

I C T	(1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。 (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。 (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。 (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。 (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。 (6) 本事業により ICT を導入した事業所においては、CHASE による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様とする。 (7) ICT 導入に関して他事業所からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。	【導入効果の報告】 本事業において ICT 導入等を行った施設は、以下の ICT 導入支援事業 導入実績報告書に基づき導入内容等を事業実施年度の翌年度の 5 月末までに市長へ報告する。 ・介護ロボット 様式第 5 号 ・ICT 様式第 5 号及び 5-2 号
-------------	---	--